

開発許可申請 添付図書一覧

	書 類 名	自己居 住用	自己業 務用	非自己 用	添付書類、提出部数等	根拠条項	様式
1	開発行為許可申請書	○	○	○	正1部、副1部	法29	様式1又は2
2	設計説明書	×	○	○		令16	様式9
3	公共施設の管理者の同意書及び協議書	○	○	○		法32	
4	申請者の資力信用に関する申告書	△	△	○	△=1ha以上の場合 法人の登記簿謄本（個人の場合は履歴書、住民票）、納税証明書、その他申告に係る事項を証明する書類等の写し	法33-1-12	様式4
5	工事施行者の能力に関する申告書	△	△	○		法33-1-13	様式6
6	設計者の資格に関する申告書	△	△	△	△=1ha以上の場合 設計者の資格を証明する書類の写し	法31、規則19	様式12
7	資金計画書	△	○	○	△=1ha以上の場合 収支計画、年度別資金計画	規則15-4	様式5
8	開発区域内権利者一覧表	○	○	○	工事の実施の妨げとなる権利を有する者	法33-1-14	様式11
9	開発行為の施行等の同意書	○	○	○	印鑑証明書添付、原則として工事の着工までに権利者全員の同意が必要		様式10
10	土地の登記簿謄本	○	○	○	開発区域の全地番について、6ヶ月以内のものを添付		
11	その他の同意、協議	○	○	○	排水に関する同意、道路法第24条許可等		
12	添付図書	○	○	○	次表による（法32申請と同じ）		

	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	位 置 図	1/50,000以上	1. 方位 2. 地形 3. 開発区域とその位置	都市計画図写し
2	開 発 区 域 図	1/2,500以上 ただし、開発区域 が20ha以上のもの にあつては1/ 5,000以上	1. 方位 2. 開発区域の境界（赤線で囲む） 3. 開発区域を明示するに必要な範囲内 において県界市町村界、都市計画区域 界	1. 小規模な開発で は、現況図と兼ねても 良い。 2. 工区に分けたとき は、開発区域及び工区
3	現 況 図	1/2,500以上 ただし、開発区域 が20ha以上のもの にあつては1/ 5,000以上	1. 方位 2. 地形 3. 開発区域の境界（赤線で囲む） 4. 開発区域内及び開発区域周辺の公共 施設並びに樹木又は樹木の集団（高さ 10m以上の健全な樹木又は高さ5mで あつて300㎡以上にわたり樹木の集団を なしているもの）又は切土、盛土を行 う部分の表土の状況 5. 開発区域外からの集水状況	1. 等高線は、2mの標 高差を示すものである こと。 2. 樹木若しくは樹木 の集団又は表土の状況 にあつては、規模が1 ha以上の開発行為につ いて記載すること。
4	公 図 写	公図どおり	1. 方位 2. 開発区域の境界（赤線で囲む） 3. 市町村の区域内の町又は字の境界 4. 土地の地盤及び形状	1. 表示範囲は、開発 区域及び開発区域周辺 部とすること。 2. 法務局の公図を写 すこと。 3. 公共用地は、公道 （赤）、水路（青）、 堤塘（灰）で薄く着色 すること。
5	土 地 利 用 図	1/1,000以上 ただし、開発区域 が20ha以上のもの にあつては1/ 3,000以上	1. 方位 2. 開発区域の境界（赤線で囲む） 3. 公共施設の位置及び形状 4. 予定建築物等の敷地の形状 5. 敷地に係る予定建築物等の用途 6. 公益的施設の位置 7. 樹木又は樹木の集団の位置並びに緩 衝帯の位置及び形状 8. 工区界 9. 凡例 10. 接続する道路の種類、幅員 11. 敷地の周囲の長さ 12. その他設置される構造物等の位 置、形状及び寸法等	1. この図面は、開発 登録簿の図面として使 用するので、明確に表 示すること。 2. 予定建築物等の用 途は、住宅、共同住宅 店舗、〇〇工場など具 体的に、かつ、各敷地 ごとに記入すること。
6	造 成 計 画 図	1/1,000以上 ただし、開発区域 が20ha以上のもの にあつては1/ 3,000以上	1. 方位 2. 開発区域の境界（赤線で囲む） 3. 切土又は盛土をする土地の部分 4. がけ又は擁壁の位置並びに道路の位 置、形状、幅員及び勾配 5. 縦横断線の位置及び記号 6. 工区界 7. 地形 8. 宅地の境界高 9. 凡例	1. 切土（赤）、盛土 （青）、表土の復元等 の措置（黄）で薄く着 色すること。 2. 等高線は、細線で 表示すること。 3. 平坦地での小規模 開発の場合は、排水計 画平面図と兼ねても良 い。
7	造 成 計 画 断 面 図	1/1,000以上 ただし、開発区域 が20ha以上のもの にあつては1/ 3,000以上	1. 上記平面図6にあたる記号 2. 切土又は盛土をする前後の地盤面 3. 地盤高、計画高 4. 切土又は盛土の色別	1. 高低差の著しい箇 所について2方向以上 作成すること。

	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
8	排水施設 計画平面図	1/500以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水区域の区域界 2. 排水施設の位置、種類材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向 3. 吐口の位置及び放流先の名称 4. 排水施設の記号 5. 集水系統ブロック別の色分け及び記号 6. 放流水路までの形状、寸法 7. 終末処理場を設ける場合はその位置、形状 8. 凡例 	
9	給水施設 計画平面図	1/500以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水施設の位置、形状、内法寸法 2. 集水方法 3. 消火栓の位置 	1. 排水施設計画平面図にまとめて図示しても良い。
10	がけ擁壁の 断面図	1/50以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2層以上のときは、各々の土質及びその地層の厚さ） 2. がけ面保護の方法 3. 擁壁の方法及び勾配 4. 擁壁の材料の種類及び寸法 5. 裏込コンクリートの寸法 6. 透水層の位置及び寸法 7. 擁壁を位置する前後の地盤面 8. 水抜穴の材料、寸法、間隔 9. 基本地盤の土質 10. 基礎工（基礎ぐい等）の位置、材料、寸法 	1. 切土をした土地の部分に生じるがけの高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土、盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。
11	求積図、新 旧公共施設 求積図、開 発区域、求 積図、区画 分割 求積図	1/500以上 ただし、開発区域 が20ha以上の場合 における開発区域 求積図にあっては 1/2,000以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存及び新設公共施設の求積図（各々一連に番号を付し、協議書・同意書の番号と一致させる。） 2. 開発区域内全体の求積表 3. 売宅地の求積表 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 求積は、実測によること。 2. 求積方法は、三斜法とし、算式も明示すること。
12	道路 断面 縦 断 図	縦1/200以上 横1/500以上	1. 幹線街路及び主要区画街路について添付すること	1. 道路記号（幅員別も含む。）縦断曲線等も忘れず記入すること。
13	道路 断面 横 断 図	1/100以上	1. 道路中心線より左右数々路側構造物及び宅地高（法面の場合は、法層又は法尻）がわかる範囲までとする。	1. 道路種別ごとに添付すること。
14	道路 断面 構造 図	1/50以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路面、路盤の詳細（舗装構成も必ず記入） 2. 道路側溝の位置、形状、位置 3. 雨水柵及び取付管の形状 4. 埋設管の位置及び人孔の形状（点線まで記入） 	1. 幅員、構造別に表示する。
15	下水道 断面 縦 断 図	縦1/200以上 横1/500以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人孔の種類、形状、位置 2. 人孔間隔 3. 排水渠の勾配、管径、土被、管底高 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路縦断図にまとめて表示してもよい。 2. 下水道を設けない場合は、相当の排水施設縦断図を添付すること。

	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
16	排水施設構造図	1/50以上	1. 排水施設構造詳細図、開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水ます、吐口等	
17	流末水路構造図	1/50以上	1. 放流先の水路、河川の構造図詳細図（常水面も表示すること。） 2. 放流口の排水施設の構造詳細図	1. 湧水池等の場合は、その構造とする。
18	防災工事計画平面図	1/1,000以上	1. 方位 2. 地形（等高線等） 3. 計画道路線 4. 防災施設の位置、形状、寸法、名称 5. 段切位置 6. 表土除去位置 7. ヘドロ除去位置、除去深さ 8. 流土計画 9. 工事中の雨水、排水経路 10. 防災施設の設置磁器及び期間 11. 凡例	1. 開発地が山地で大規模の場合に作成。
19	防災施設構造図	1/100以上	1. 防災工事において位置される施設の詳細	1. 開発が山地で大規模の場合に作成。
20	その他の構造詳細図		1. 終末処理施設（し尿処理施設を含む）を設ける場合は、終末処理施設設計図 2. 消防水利施設として防火水槽を設ける場合は、防火水槽構造図 3. 道路、水路、河川等に防護柵、橋桁等の構造物を設ける場合は、その構造図 4. 公園等に施設を設ける場合にはその構造図 5. その他必要と思われる構造図	1. し尿処理施設設計図は、清掃法による衛生担当部局の認可を受けた図面と同一のものとする。
21	構造計算書	A4判で製本すること。	1. 鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、その他橋渠等の構造物	
22	安定計算書	A4判で製本すること。	1. 擁壁で保護しないがけの安定計算等	
23	水量計算書	A4判で製本すること。	1. 水量計算により排水施設、下水道施設、防災施設等の構造を決める	
24	土質調査書及び地盤改良計画図書	A4判で製本すること。	1. 軟弱地盤等を含む場合に添付	
25	工事仕様書		1. 詳細に記入すること	
26	建物の平面図及び立面図	1/200以上		1. 宅地分譲の場合は不要
27	その他市長が必要と認める図書			

注意事項

- 1 図書の大きさは、すべてA4判とする。ただし、設計図書がA4判より大きい場合は、A4判大に折り込むこと。
- 2 設計図書はすべて設計者が記名捺印したものであること。
(設計者の資格については、法31条、規則18条、19条を参照のこと)
- 3 設計図面のうち、構造図等で併記可能なものについては別葉としなくてもよい。
- 4 提出する図面は明確に分りやすく作成すること。